

# 市川市職員措置請求書

## 市川市長に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

- (1) 対象となる者 市川市長 村越裕民
- (2) 市長及び副市長用公用車の残りリース期間が有るにも拘らず新規の電気自動車(テスラ modelX)を新たにリースし、使用者が3人しかいないにもかかわらず5台の公用車を保有し、市の財政に無駄な出費をさせた。
- (3) 地方自治法第2条14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」の精神に大きく違反している。
- (4) 過剰な公用車の保有によって、車両費が無駄に支出されている
- (5) リース契約の見直し・車両の見直しを求め、それによって生じた損害の返還を市長に求める。

### 事実証明書類

令和1年6月28日付け新聞記事 他

### 2 請求者

住所

氏名

印

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日